

宇城市立学校における 働き方改革推進プラン

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく
業務量管理・健康確保措置実施計画）



令和6年12月
令和8年3月改訂

宇城市教育委員会

はじめに

宇城市教育大綱の基本理念「「優・元・実・行」優しさと元気で創る宇城市の教育」のもと、宇城市の子供たちが主体的に学び、判断し、行動し、未来を切り拓いていく「生きる力」を身に付けるためには、子供たちと向き合う教職員の心身の健康が大切です。

しかし、現在、社会が急速に変化する中で、学校を取りまく課題は、より複雑化・困難化し、教職員の長時間勤務が大きな問題となっています。

宇城市においても、教職員の長時間労働の是正等、学校における働き方改革は喫緊の課題です。

宇城市教育委員会としては、「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」を受け、本プランを策定し、保護者や地域の方々等の理解・協力を得ながら、教育委員会と学校が一体となって学校現場の働き方改革に取り組み、教職員のウェルビーイングの向上を目指します。

目 次

- 1 目的
- 2 基本方針
- 3 計画期間
- 4 教育職員の時間外在校等時間の上限
- 5 教職員の時間外在校等時間の状況
- 6 働き方改革の具体的な取組内容
- 7 評価指標
- 8 働き方改革の推進体制、進捗管理

1 目的

教職員が心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境の実現

時代や社会の変化とともに、学習指導要領をはじめとした教育内容や学校の機能・役割が大きく変化する中、それぞれの職責を果たすために長時間労働に従事している教職員が存在しています。過度な長時間労働は教職員の心身の健康に影響を与えるだけでなく、教職員の能力開発の機会喪失や、教職員間の協働関係に悪影響をもたらし、ひいては、子供たちへの教育にも大きな影響を及ぼすものです。

そのため、教職員が担っている業務や役割の整理・精選、業務の能率化（ＩＣＴの活用等）及び外部人材の活用などの取組が必要です。

本プランでは、本市の小・中学校において、教職員が心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境の実現を目指します。

2 基本方針

「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」を基に、次の①～⑥を本プランの方針とし、教職員の労働時間の削減を図り、教職員が本来の業務に一層専念できる環境を整えます。

また、本市のすべての小・中学校における働き方改革を確実に進めるため、各学校と連携して取組みを進めることとします。

- ① 人材の確保・活用
- ② 業務の削減・効率化
- ③ 教職員の意識改革
- ④ 勤務時間の適正管理等
- ⑤ 保護者等の理解促進
- ⑥ 教職員の健康サポート

① 人材の確保・活用

・「特別支援教育支援員（生活・学習）」、「看護師」、「非常勤講師」、「図書司書」、「ＡＬＴ」、「教育相談員」、「ＩＣＴ支援員及びＩＣＴサポーター」、「地域学校協働活動推進委員」、「地域ボランティア」の活用を促進し、学校の負担軽減を図ります。

② 業務の削減・効率化

- ・ICT教育を推進し、活用環境を整備するとともに、ICT支援員及びICTサポーターを配置し、授業の充実・効率化及び業務の能率化を図ります。
- ・校務支援システムを活用し、指導要録、成績処理、出席簿、出張申請等、広範囲に運用し、校務処理の効率化を図ります。
- ・学校行事の見直しを含め、幼保等・小・中一貫教育を軸とした本市の特色ある教育を深化・発展させるための、適正な教育課程の編成を支援します。
- ・部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休養日確保を推進します。
- ・中学校部活動については、段階的な地域移行に関する協議を進めていきます。
- ・時間割の工夫等により、児童生徒を見つめる時間や放課後の事務整理・教材研究等の時間確保を推進します。
- ・学校事務を含めた教職員業務の内容を整理し、必要に応じて業務の削減・精選・効率化及び校務DX化（デジタルを活用した業務改革）の推進

③ 教職員の意識改革

- ・夏季休業中、校内の業務を行わない学校閉庁日（4日以上）を設定するとともに、定時退勤日（ノー残業・部活動デー）の設定や教職員の休暇取得促進により、ワーク・ライフ・バランスの適正化を目指します。
- ・学校評価の評価項目に業務改善や働き方改革に関する項目を設定し、教職員の理解促進及び意識改革を目指します。

④ 勤務時間の適正管理等

- ・勤務時間の客観把握を行うため、教職員用グループウェア（ミライム等）を活用し、教職員の入力作業（管理職の集計作業を含む）の削減を図るとともに、教職員自らのタイムマネジメント意識の高揚を目指します。
- ・教職員の健康及び福祉の確保を図るために、時間外在校等時間の上限（範囲）を定めることで、職員の業務量を可視化し、適切な業務分配ができるようにします。

⑤ 保護者等の理解促進

- ・地域学校協働活動と連動した学校運営協議会において、学校運営及び学習活動や体験活動をサポートしながら、学校の負担軽減への積極的理解を促します。
- ・宇城市の取組等について、適宜、情報提供を行い、保護者や地域住民に学校の負担軽減の理解を促します。

⑥ 教職員の健康サポート

- ・ストレスチェックなど、教職員の健康リスクの把握に努め、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導を実施します。

3 計画期間

令和6年度「宇城市小中学校における働き方改革推進プラン」策定日から、令和10年度末までとする。（※宇城市教育大綱〔令和7年度～令和10年度〕に準じて）

ただし、毎年度検証を実施し、必要に応じて指標の見直しを行う。（第1回目の検証は令和8年1月末までに行い、指標の見直しを行った場合は令和8年3月末までに周知する。）

4 教育職員の時間外在校等時間の上限

宇城市教育委員会では、国及び県の指針を踏まえ、令和2年8月に「宇城市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（宇城市教委規則第17号）を制定し、宇城市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限を次のとおりに定めました。

1 箇月について	4 5 時間
1 年について	3 6 0 時間

※ 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合

1 箇月について	1 0 0 時間未満
1 年について	7 2 0 時間

＊この場合において、次に定める要件を満たすものとする。

- （1） 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間について時間外在校等時間の1 箇月当たりの平均時間が8 0 時間を超えないこと。
- （2） 1 年のうち1 箇月について時間外在校等時間が4 5 時間を超える月数が6 箇月を超えないこと。

5 教職員の時間外在校等時間の状況

令和5年度（2023年度）の状況は以下のとおりでした。

	月 4 5 時間超	年間 3 6 0 時間超
小学校	2 0 . 7 % (R4 : 24.1%)	5 3 . 1 % (R4 : 56.4%)
中学校	2 9 . 1 % (R4 : 28.3%)	6 0 . 3 % (R4 : 55.7%)

時間外在校等時間（月 4 5 時間超）の内訳については、以下のとおりでした。（複数回答）

	教材研究等	部活動	校務分掌	諸調査等の事務処理	保護者対応等	その他
小学校	38.1%	0.2%	16.7%	47.0%	2.1%	5.2%
中学校	29.4%	34.6%	11.6%	31.1%	3.0%	4.7%

6 働き方改革の具体的な取組内容

(1) 人材の確保・活用推進

- ・特別支援教育支援員（生活・学習）、看護師、非常勤講師、図書司書、教育相談員の配置及び活用推進
- ・ICT支援員及びICTサポーターの配置及び活用推進
- ・ALTの配置及び活用推進
- ・地域学校協働活動推進委員の配置及び活用推進
- ・地域ボランティア活用の推進

(2) 業務の削減・効率化

- ・校務支援システム（ゆうネット及びスズキ校務等）の活用による能率化の推進（出張申請、休暇申請、指導要録、出席簿、保健日誌、成績処理等の電子化）
- ・ICTを活用した授業の充実・効率化の推進（ICT活用研修の実施）
- ・図書システムの活用による効率化の推進（令和5年度から運用）
- ・時間外の留守番電話対応等の活用の推進
- ・部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休養日確保の推進
- ・部活動地域移行に関する検討委員会の実施
- ・時間割の工夫等による、児童生徒を見つめる時間や放課後の事務整理・教材研究等の時間確保の推進
- ・教職員業務の内容（学校事務を含む。）を整理し、必要に応じて業務の削減・精選・効率化及び校務DX化（デジタルを活用した業務改革）の推進

(3) 教職員の意識改革

- ・「働き方『カエル』改革」の推進（3K〔可視化・協働化・効率化〕・週1回の定時退勤日（ノー残業・部活動デー）の推進）
- ・学校閉庁日の設定（夏季休業期間中4日以上）
- ・秋季休業日の設定（10月の第2月曜日の翌日及び翌々日 ※令和5年度から）

(4) 勤務時間の適正管理等

- ・上限方針に基づくグループウェア（ミライム等）を活用した適正な勤務時間管理の徹底と長時間勤務解消のための取組みの推進
- ・教職員の実情に応じ、教職員のワーク・ライフ・バランスを実現するための環境整備
- ・持ち帰り業務防止の徹底
- ・休憩時間の適正な付与

(5) 保護者等の理解促進

- ・保護者、地域等の理解を深める取組の推進
- ・過剰な苦情等に対する負担軽減を図る取組みの推進
- ・令和6年度「宇城市小中学校における働き方改革推進プラン」の概要等について、保護者や地域住民への情報提供（電子チラシ・ホームページ掲載等）の実施
- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動の廃止の徹底

(6) 教職員の健康サポート

- ・産業医による保健指導の充実、ストレスチェックによる健康リスクの把握、公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知
- ・安全衛生委員会の設置による職員の健康と安全確保

7 評価指標

方 針	項 目	現 状	指 標	評価
①人材の確保・活用	地域人材・外部専門機関等の活用の推進		必要に応じて活用	
②業務の削減・効率化	校務支援システム等（休暇申請、成績処理等）の活用による業務の効率化		効率化の推進	
	部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休養日確保の推進		部活動を地域へ展開	
③教職員の意識改革	学校閉庁日を4日以上設定（週休日を除く）	8/13～16 (R6年度)	4日以上の設定	
	定時退勤日（ノー残業・部活動デー）の設定	週1回の設定	週1回の設定	
	年次有給休暇15日以上の取得促進	15日/年の取得率 53.4% (R5年度小中学校全体の割合)	15日/年の取得促進	
	学校評価の評価項目に業務改善や働き方改革に関する項目を設定	令和6年度に学校評価へ記載依頼	学校評価への項目設定率 100%	
④勤務時間の適正管理等	月の時間外在校等時間が45時間超の教職員*の割合	小：20.7% 中：29.1% (R5年度)	0%に向け前年度より減少	
	年の時間外在校等時間が360時間超の教職員*の割合	小：53.1% 中：60.3% (R5年度)	0%に向け前年度より減少	
	月の時間外在校等時間が45時間超の教育職員*の割合	—	0%に向け前年度より減少	
	年の時間外在校等時間が360時間超の教育職員*の割合	—	0%に向け前年度より減少	
⑤保護者等の理解促進	学校運営協議会に働き方改革取組状況について報告を行っている学校の割合	令和6年度から年度末報告依頼	年度末に学校運営協議会での報告率 100%	
	学校→保護者へ：推進プラン概要（電子チラシ）の配布 宇城市→地域住民へ：宇城市ホームページ等への掲載		令和6年度末までに実施 令和7年度から年度初めに実施	

⑥教職員の健康サポート	ストレスチェックによる健康リスクの早期発見・早期対応		実施率 100%	
-------------	----------------------------	--	----------	--

教職員* (管理職及び事務職員を含む全ての職員)

教育職員* (校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舍指導員)

8 働き方改革の推進体制、進捗管理

(1) 推進体制

宇城市教育委員会、学校、保護者、地域等が連携、協力して、学校における働き方改革を推進します。

また、各学校においては、管理職等を中心とした「働き方改革推進委員会」を置き、働き方改革の取組等について、取組状況を検証するとともに、必要に応じて、取組の見直しを行います。

(2) 進捗管理

○ 宇城市教育委員会と学校の取組の実績及び課題を整理・検証し、今後の展開と併せて公表します。また、取組の過程において、必要に応じて学校に助言・指導を行います。

○ 学校は、学校評価の評価項目にそれぞれの現状に合わせた具体的目標と具体的方策を設定し、全職員の共通理解を図り、アイデアを引き出しながら取組を進めます。

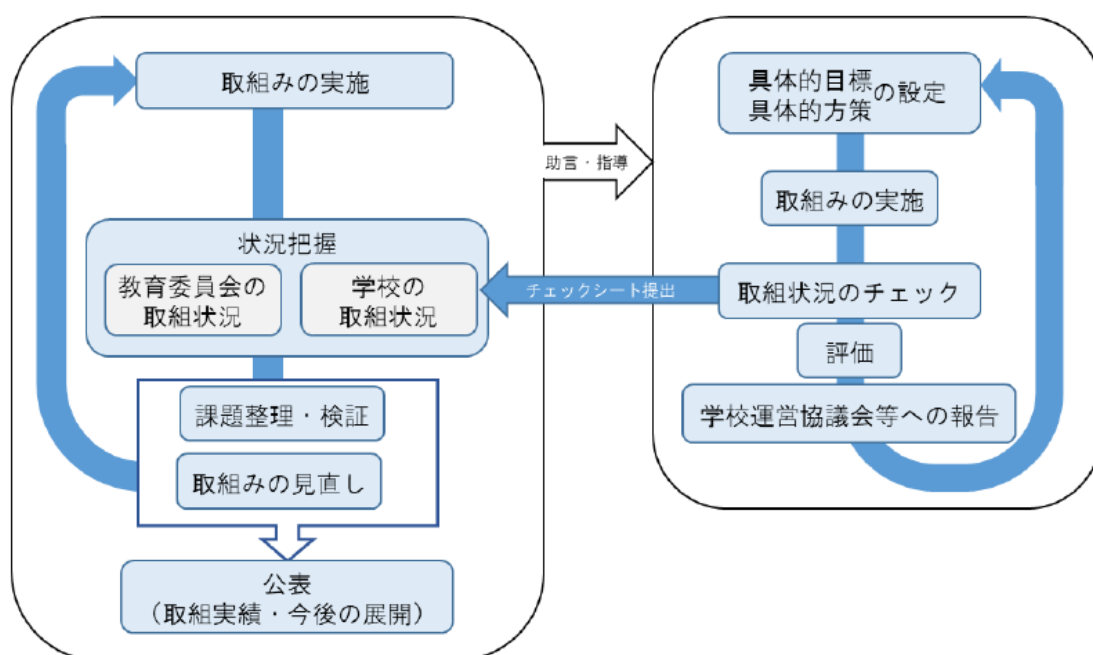
取組後はチェックシートによるセルフチェックを行い、チェックシートを宇城市教育委員会に提出します。

また、評価を実施し、その結果を第三者である学校運営協議会に報告します。

○ 宇城市教育委員会は、県教育委員会の検証サイクルを参考に、所管する学校の進捗管理を行います。

宇城市教育委員会

学校



働き方改革取組チェックシート

() 年度取組目標

【

学校】

※実施している場合はチェック欄に「1」を記入

方針	No.	取 組 内 容	チェック
①人材の確保・活用	1	ボランティアや地域人材の活用推進（登下校の見守り、読み聞かせ、給食指導、業務支援等）	
	2	関係機関等（SSW・SC・AD・宇城市教育相談員等）の必要に応じた活用	
	3	若手教員等へのサポート	
②業務の削減・効率化	4	I C Tを活用した会議・研修等の効率化（ミライム等による情報共有、We b会議システムの活用等）	
	5	I C Tを活用した教材や資料の共有化（授業準備や会議資料準備の負担軽減）	
	6	学校で設定した項目について、職員のアイデアを引き出す工夫を行いながら具体的な取組の実施	
	7	校務支援システムの活用	
	8	留守番電話やメール等による時間外対応	
	9	学校行事の精選・見直し	
	10	分掌事務の資料等の見直し及び引継ぎ	
	11	特定の教職員に負担がかからない工夫（業務の平準化）	
	12	部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休養日の確保 ※部活動がない場合は斜線 	
	13	職員全体の働き方改革の意識を高めるための場の設定（校内研修等）	
③教職員の意識改革	14	年次有給休暇15日以上の取得促進	
	15	学校閉庁日の設定（4日以上）	
	16	定時退勤日（ノー残業・部活動デー）の推進	
	17	学校評価に業務改善や教職員の働き方に関する評価項目を設定及び全職員への周知	
	18	教職員のアイデアを活かした改革の推進（アイデア発表や共有の場の設定等）	
	19	若手教員等へのサポート	
④勤務時間の適正管理等	20	教職員用グループウェア（ミライム等）による勤務時間の適正管理及び自己管理の推進	
	21	上限方針第4「学校が講ずる措置」について適切な実施の推進（No.22の検証以外）	
	22	時間外在校等時間の上限時間を超えた場合の検証	
⑤保護者等の理解促進	23	保護者等への働き方改革取組状況についての周知（電子チラシ送付等）	
	24	学校運営協議会における働き方改革取組状況の報告	
⑥教職員の健康サポート	25	公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知	
	26	衛生委員会の活性化、労働安全衛生法の周知	
その他	※上記以外に独自の取組がある場合には、その内容を記載してください。		